

教育長	次 長	課 長	係
			

各市町村（学校組合）教育長 様

21 高教政第106号
平成21年4月24日

高 知 県 教 育 長 平



平成22年度「大学院修学休業制度」の許可申請について（通知）

教員が国内外の大学院に在学し、専修免許状を取得する機会を拡充するため、教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成12年4月28日法律第52号）により大学院修学休業制度が創設され、平成13年度から実施されています。

ついては、市町村（学校組合）立学校の県費負担教員が大学院修学休業を希望する場合は、別添のとおり要綱を定めていますので、所属職員に周知するとともに、申請希望者がいる場合は、その申請についてご配慮をお願いします。

記

1 申請締め切り期日

平成21年12月1日（火）

ただし、希望する大学院の願書出願開始日が、上記期日までにある場合は、願書出願期間開始日の1か月前までに、外国の大学院を希望する場合は、願書出願期間開始の3ヶ月前までに、申請書類を教育政策課まで提出してください。

2 配布文書

- (1) 大学院修学休業制度実施要綱
- (2) 大学院修学休業制度の申請に関する文書（様式1・2・3・4、添付書類）

3 申請等手順

①申請

・申請者（様式1＋添付書類等）→ 校長（様式2）
→ 市町村（学校組合）教育委員会（様式3）→ 教育政策課 → 面接 → 受験許可

②受験後

・申請者（報告）→ 校長（様式4）→ 市町村（学校組合）教育委員会
→ 教育政策課

（注）受験許可なく直接大学に申込みを行っても、休業許可は与えられませんので注意してください。

制度の概要

- ① 国公立学校の教員（教諭、養護教諭及び講師）で、一種免許状又は特別免許状を所持する者は、任命権者の許可を受けて、専修免許状を取得するため1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院へ在学し、研修を行うための休業をすることができます。
 - ② 休業中の教員は、その身分を保有しますが、職務に従事しません。
 - ③ 休業中は、給与は支給されません。
- * なお、鳴門教育大学大学院では、平成20年度より大学院修学休業制度を利用して入学した現職教員を対象に「授業料特別免除制度」が設けられています。

担当 高知県教育委員会事務局

教育政策課 森、刈谷

TEL：088-821-4569 FAX：088-821-4558

大学院修学休業制度実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の規定に基づき、公立学校に勤務する教員の専修免許状の取得を促進し、その資質の向上を図るため、大学（短期大学を除く。）の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程（以下「大学院の課程等」という。）に在学してその課程を履修するための休業（以下「修学休業」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 修学休業の許可を申請できる者は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）第2条第1項に規定する職員のうち教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する専修免許状の取得を目的としていること。

(2) 取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（以下「基礎免許状」という。）を有していること。

(3) 基礎免許状について、教育職員免許法別表第3、別表第5、別表第6、別表第6の2又は別表第7に定める最低在職年数を満たしていること。

(4) 許可を受けようとする者が次の各号に該当しないこと。

ア 指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）に規定する改善研修を命ぜられている者

イ 条件付採用期間中の者（割愛による採用者は除く。）

ウ 臨時的に任用された者

エ 初任者研修を受けている者

オ 許可を受けようとする修学休業の期間の満了の日（以下「休業期間満了日」という。）の前日までの間又は休業期間満了日から起算して1年以内に定年退職日が到来する者

カ 地方公務員法第28条の3の規定により定年退職日の翌日以降引き続き勤務している者

キ 地方公務員法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者

(修学休業の期間)

第3条 修学休業の期間は、年度を単位とし、3年度を超えない期間とする。ただし、大学院の課程等のうち外国の大学の課程については、個別に協議し決定する。

2 修学休業の期間の延長は認めないものとする。ただし、再度の修学休業の申請を妨げない。

(修学休業の申請手続)

第4条 修学休業の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大学院修学休業許可申請書（様式1）を所属の学校長（以下「校長」という。）に提出しなければならない。

2 校長は、前項の申請書が提出された場合は、許可の要件や申請者の修学意欲を確認し、推薦書（様式2）を添え速やかに高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出するものとする。ただし、申請者が県費負担教職員の場合は、申請者の所属する学校を設置する市町村（学校組合）の教育委員会（以下「市町村教育委員会」という。）においても同様の確認を行い、校長の推薦書及び市町村教育委員会の推薦書（様式3）を添え県教育委員会に提出するものとする。

(受験許可等)

第5条 県教育委員会は、修学休業の許可の申請があった場合は、提出書類の審査のほか、必要に応じて面接等により審査を行い、大学院の課程等の受験の許可について決定をする。

2 県教育委員会は、前項の決定の内容を推薦者（申請者が県立学校の職員の場合は校長、県費負担教職員の場合は、校長及び市町村教育委員会をいう。以下同じ。）を経由して申請者に通知する。

3 推薦者は、申請者の大学院の課程等受験結果を確認し、速やかに結果報告書（様式4）により県教育委員会に報告するものとする。

(修学休業の決定)

第6条 県教育委員会は、大学院の課程等の試験に合格した申請者に対し、修学休業の許可の内定を推薦者を経由して通知する。

2 内定の通知を受けた申請者（以下「内定者」という。）は、許可された大学院の課程等の入学手続を行わなければならない。

3 県教育委員会は、内定者に対し、修学休業の開始日から当該修学休業を許可する旨の辞令を交付するものとする。

4 県教育委員会は、天災地変等不測の事態が発生し、修学休業の許可が学校運営上著しい支障を生じると認められるときは、修学休業の許可をしないことができるものとする。

(修学休業許可の失効)

第7条 修学休業の許可は、当該修学休業をしている者が休職又は停職の処分を受けた場合は、その効力を失う。

(修学休業許可の取消し)

第8条 県教育委員会は、修学休業をしている者が次の各号のいずれかに該当した場合は、修学休業の許可を取り消すものとする。

(1) 大学院の課程等を退学した場合

(2) 正当な理由なく、大学院の課程等を休学し、又はその授業を頻繁に欠席し、専修免許状を取得するのに必要な単位を修学休業の期間内に修得することが困難となった場合

(3) 次条第1項の報告を拒否した場合

2 修学休業の許可を取り消された者は、直ちに職務に復帰するものとする。

(報告義務等)

第9条 県教育委員会は、修学休業中の者に研修実施状況の報告を求めるものとする。

2 職務に復帰した者は、取得した専修免許状の写しを速やかに県教育委員会に提出しなければならない。

(修学休業の効果)

第10条 修学休業の期間中は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 修学休業の期間中については給与を支給しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、修学休業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月9日から実施する。

一部改正 平成20年4月1日

様式 1

大学院修学休業許可申請書

申請年月日 平成 年 月 日

高知県教育長 様

申請者 所属
職名
氏名

印

下記のとおり、大学院修学休業の許可を申請します。

記

- 1 現在所持している免許状の種類
- 2 取得しようとする専修免許状の種類
- 3 在学を予定している大学院、専攻コース名等

大学院、専攻コース名	試験日	合格発表日

- 4 休業予定期間

平成 年 月 日から 年間

- 5 過去に大学院修学休業を取得した期間

有 ・ 無

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

- 6 添付書類等

- ・添付書類（写真添付）
- ・取得する専修免許状の前提となる免許状の写し
- ・専修免許状を取得するために必要な単位を休業期間中に修得可能であることが確認できる文書

様式2

平成 年 月 日

高知県教育長 様

校長名



大学院修学休業に関する推薦書

下記の者が大学院修学休業を申請するにあたり、記載事項のとおり適任者と認め推薦します。

記

所属校名	立 学校	職 名	
氏 名		年 齢 生年月日	歳 年 月 日
校 長 の 所 見			
修学休業 予定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

様式3

平成 年 月 日

高知県教育長 様

教育長名



大学院修学休業に関する推薦書

下記の者が大学院修学休業を申請するにあたり、記載事項のとおり適任者と認め推薦します。

記

所属校名	立 学校	職 名 及び 氏 名	
教 育 長 の 所 見			
修学休業 予定期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

様式 4

大学院受験結果報告書

平成 年 月 日

高知県教育長 様

立 学校
所属長



下記のとおり、大学院修学休業の許可の申請に係る大学院等の受験結果を報告します。

記

1 該当職員 所属 職名
氏名 生年月日 年齢 ()

2 受験結果等

大学院、専攻コース名、試験の名称	合 否	入学予定大学院の手続期間

3 休業予定期間

平成 年 月 日から 年間

4 備考

(注) 上記 2 受験結果等の合否欄には、入学する大学院◎、合格○、不合格×のいずれかを記入。入学する大学院のみ手続期間を記入。

※ 添付書類：入学する大学院等の合格通知の写し

(添付書類)

[illegible]